

北区産業情報 かわら版

No. 38

H26.5.1

発行／北区産業振興課
〒114-8503
北区王子1-11-1北とぴあ11階
TEL:5390-1234 FAX:5390-1141
<http://www.city.kita.tokyo.jp>
E-mail:sangyoshinko-ka@city.kita.lg.jp
刊行物登録番号26-2-001

補助金情報

北区

(新製品・新技術開発支援事業)

新規市場開拓などに向けて、新製品や新技術を開発する場合に、その研究開発に要する経費の一部を助成します。

(対象) 製造業を営む中小企業者のうち、次の要件のいずれかに該当すること

- ①区内に本社または主たる事業所を有する中小企業
- ②区内に事業所の住所がある個人事業者
- ③区内に本社または主たる事業所を持つ、中小企業者2/3以上で構成されたグループ

(助成率) 助成対象経費の2/3

(助成限度額) 200万円

(助成件数) 3件程度

(申込) 事前に電話でご予約のうえ、申請書に必要事項を記入して直接窓口へ持参してください。

(申請期間) 平成26年5月20日から5月30日まで(土・日・月曜日を除く)

午前9時から午後4時まで

(詳細)<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/413/041331.htm>

(問い合わせ先) 北区産業振興課 商工係 電話:03(5390)1235

中小企業支援情報

北区

(社会保険労務士出張相談のご案内)

「就業規則の作成・変更」「賃金台帳の整備」「労働・社会保険の手続き」などでお困りのことはありませんか。社会保険労務士が事業所まで出張して相談をお受けします。

(対象) 区内に住所(法人は本店登記)または主たる事業所を有する中小企業者

(費用) 無料

(相談時間) 相談1回あたり3時間以内(1企業につき3回まで)

(申込期間) 平成27年2月末日まで(申込多数の場合は早めに終了することがあります)

(問い合わせ先) 北区産業振興課 経営支援係 電話:03(5390)1237

補助金情報

国

(平成25年度補正「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」)

革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、試作品開発・設備投資等を支援します。1次公募の二次締切が間近です。詳細は東京都中小企業中央会のサイトをご覧ください。

(申請期限)

一次締切:終了

二次締切:平成26年5月14日(水)[当日消印有効]

(詳細)

<http://www.tokyochuokai.or.jp/index.php/component/content/article/4-topics/760-2014-02-17-05-04-34.html>

(問い合わせ先) 東京都中小企業団体中央会 電話:03(6228)4514

補助金情報

(小規模事業者持続化補助金)

国

経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取り組みに対し50万円を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます。計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます。

例:①新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

②集客力を高めるための店舗改装、幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③商談会・展示会への出展

④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更など

(申請期限) 第二次受付:平成26年5月27日(火)

(補助額) 上限50万円(雇用を増加させる取り組みは上限100万円)

(詳細) <http://www.jizokukahojokin.info/>

(申込・問い合わせ先) 日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局

電話:03(5413)7221

中小企業支援情報

国

(中小企業白書2014年版の表紙を飾る経営者の顔写真を大募集!)

本年6月に発行予定の「中小企業白書(2014年版)」は、“小規模事業者への応援歌”のテーマの下、その表紙を、全国の小規模企業経営者の皆様の笑顔の顔写真で埋め尽くします!多くの小規模企業経営者の皆様からの元気なご応募をお待ちしています!

(詳細) <http://hyoshi.phj.jp/contest.html?cn=1>

(お問い合わせ先) 中小企業庁調査室長早田 担当者:大山、吉川

電話:03(3501)1511(内線5241~5) 03-3501-1764(直通)

融資情報

(東京信用保証協会からのお知らせ)

その他

～東京都制度融資「特別借換」のご案内～

東京信用保証協会では、既存の保証口をまとめて長期で借り換えることで、月々の返済負担を軽減できる「特別借換」を取り扱っています。

今年度は、より使い勝手が良くなり、事業計画の実施に必要な資金が上乘せ(真水資金導入)できるようになりました。

【制度概要】

(融資対象) 次の①、②の両方に該当する必要があります。

①保証協会の保証付融資を利用していること

②事業計画を策定し資金繰り安定化や経営改善に取り組むこと

(資金使途) 運転資金

(融資限度額) 既存保証付融資の残高に、事業計画の実施に必要な資金及び諸費用を加えた額の範囲内

(信用保証料) 当協会の定めによる

※小規模事業者(従業員数が製造業など20人、卸売業・小売業・サービス業は5人)

に対し、東京都が1/2を補助

(詳細) http://www.cgc-tokyo.or.jp/pdf/cgc_toseidoH26.4.pdf

(問い合わせ先) 東京信用保証協会 上野支店 電話03(3847)3171

【ご意見をお聞かせください】

産業情報誌かわら版で皆さまに役立つ情報をお届けするために、ご意見をお待ちしています。